

株 主 各 位

東京都品川区西五反田7丁目22番17号

株 式 会 社 パ ス ポ ー ト

代表取締役社長 水 野 純

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後6時20分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 開催場所 東京都品川区東五反田2丁目3番5号
五反田中央ビル2階 「スタンダード会議室 大ホール」

開催場所が昨年の会場より変更となっておりますので、末尾会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第48期（自平成27年3月1日至平成28年2月29日）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 第三者割当による新株式の発行の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.passport.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成27年3月1日)
至 平成28年2月29日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、円安による輸出産業の企業収益改善等により、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念により、景気の先行きは依然として不透明であります。個人消費につきましては、一部にインバウンド効果等が見られますが、消費税増税後の節約志向に大きな変化は無く、その必要性に応じて慎重に商品を選別する傾向が強まっております。流通小売業界におきましては、スマートフォンやタブレットを使ったネットショッピングの拡大という流れと、急速な少子高齢化という流れが加速しており、この大きな消費環境の変化に対応することが、重要課題となってきました。

このような状況下で、当社はお客様に選ばれる店舗を目指して『MDリフォーム (品揃え改修)』や、『CS (お客様満足) 向上』に取り組んでまいりました。これにより、既存店売上高の減少傾向には歯止め (直営既存店売上前年比100.9%) がかかってまいりましたが、特に暖冬の影響があった第4四半期は、直営既存店売上前年比が99.3%と割込み、年間最大商戦である12月の同前年比が95.6%と落ち込んだため、予想利益を下回る要因となりました。『MDリフォーム (品揃え改修)』の品揃えの柱となる直輸入のオリジナル商品の拡大が計画を大きく下回り、客層に対応する店仕入商品も売上の低迷と共に仕入が抑制され、『MDリフォーム (品揃え改修)』2年目はその改革の目標、直営既存店売上前年比103%を達成できませんでした。そのため、オリジナル商品の売上拡大による直営既存店売上高の回復をベースにした利益率の改善と、物流改革を柱にした経費削減の両輪で業績回復に取り組んでまいりましたが、赤字店舗の増加で、減損対象店舗が増加したため、特別損失が予想以上に増加しております。『CS (お客様満足) 向上』は、年2回の『ミステリーショッパー (お客様満足度調査)』の全店実施に継続して取り組んでおりますが、改善の成果に店舗格差が出ており、全体的な底上げには至っておりません。今後は、更に評価結果のフィードバック強化など、教育制度の見直しを図ってまいります。

店舗展開につきましては、直営店が「P3 style by Passport」ブランドで1店舗、「Passport」ブランドで2店舗を開業いたしました。また、「Passport」ブランドで11店舗、「fleur by Passport」ブランドで1店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズ店は「Passport」ブランドで1店舗を閉鎖いたしました。その結果、

当期末の店舗数は、直営店が9店舗減少し141店舗、フランチャイズ店が1店舗減少し14店舗となり計155店舗となりました。なお、「Passport」ブランドで直営店5店舗を改装いたしました。（当期末の店舗数には含まれておりませんが、池袋サンシャインアルタに短期契約による催事店舗を「Passport」ブランドで出店しております。）

これらの結果、当期の売上高は10,934百万円（3.1%減）、営業利益は91百万円（前期は335百万円の営業損失）、経常利益は59百万円（前期は408百万円の経常損失）となりました。また、店舗の収益性の低下等による減損損失を97百万円、店舗の改装等に伴う固定資産除却損を23百万円、退店・改装店に伴う費用等25百万円を計上し、当期純損失は142百万円（前期は814百万円の当期純損失）となりました。

なお、期末配当につきましては、業績、財政状態と今後の経営環境を総合的に勘案し、無配とさせていただくことについて、株主の皆様には誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

(2) 部門別売上高

部 門 \ 期 別	当 期（第48期）		前 期（第47期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
リ ビ ン グ グ ヅ ズ	918 百万円	8.4 %	935 百万円	8.3 %
ダ イ ニ ン グ グ ヅ ズ	1,506	13.8	1,549	13.7
ラ イ フ フ ア ブ リ ッ ク ス	5,146	47.1	5,332	47.3
バ ラ エ テ ィ グ ヅ ズ	3,111	28.5	3,189	28.3
直 営 店 小 売 計	10,682	97.7	11,007	97.5
フ ラ ン チ ャ イ ズ 卸 売 他	251	2.3	277	2.5
合 計	10,934	100.0	11,284	100.0

(注) 各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。

- ① リビンググッズ……………テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等
- ② ダイニンググッズ……………マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等
- ③ ライフファブリックス……………マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル、寝具類等
- ④ バラエティグッズ……………ぬいぐるみ、ステーションナリー、健康グッズ、携帯アクセサリ等
- ⑤ フランチャイズ卸売他……………フランチャイズ店への商品・用度品の卸売りとロイヤリティ等

(3) 設備投資等の状況

当期における新規開設店舗（直営店3店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店
関 東	1	越 谷 レ イ ク タ ウ ン 店 (P3style by passport)
近 畿	1	四 條 畷 イ オ ン モ ー ル 店
中 国 ・ 四 国	1	広 島 廿 日 市 ゆ め タ ウ ン 店

（注）これらの店舗の新設、既存店の改装等に伴う当期総投資額は、103百万円であります。

なお、当期中に閉鎖した店舗（直営店12店舗、フランチャイズ店1店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
関 東	8	亀戸サンストリート店 池袋サンシャインシティ店 越谷レイクタウン店 新浦安ショッパーズプラザ店 新百合ヶ丘ミロード店 横浜ららぽーと店 (fleur by passport) 港南台バーズ店 浦和美園イオンモール店	
中 部 ・ 東 海	2	磐田ららぽーと店	名古屋mozoワンダーシティ店
近 畿	2	高槻イオン店 日根野イオンモール店	
九 州	1	福津イオンモール店	

(4) 資金調達状況

当期中の社債及び新株発行による資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、前期において、重要な営業損失の発生及びキャッシュ・フローのマイナスにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。

当期においては、営業利益および営業キャッシュ・フローのマイナスという状況から脱却できておりますが、店舗の収益性の低下等による減損損失97百万円、店舗の改装等に伴う固定資産除却損を23百万円、退店・改装店に伴う費用等25百万円を計上し、142百万円の当期純損失を計上いたしました。その結果、平成26年2月期以降3期連続で当期純損失を計上することとなり、当期末の貸借対照表の純資産額が475百万円となり、動産担保契約（短期借入金残高450百万円）の遵守事項に抵触しております。

これまで業績回復による利益確保で、企業体質の改善を目指してまいりましたが、当社を取り巻く流通業界の環境は依然として厳しく、業績悪化した状況が続けば債務超過に陥る懸念があるほか、長期的には資金繰りが厳しくなってしまう懸念も看過できない状況にあります。そのため、現在の当社においては、金融機関、仕入先、出店先からの信頼確保と新しい成長戦略への取組みに向けて、財務体質強化のために迅速に自己資本を増強することが喫緊の課題となっております。

当該状況を改善・解消すべく、平成28年4月18日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社との間で資本業務提携契約締結及び第三者割当による新株式発行を決議しており、この第三者割当増資により1,138百万円の資金調達を予定しています。

また、本資本業務提携により、当社としては、喫緊の「財務体質強化のための自己資本の増強」という課題にスピード感をもって取り組んでいけると共に、シナジーの発揮により継続的な不振を脱却し、業績の回復・向上への積極的な取組みが可能となるものと見込んでおります。

資金面に関しましては、上記第三者割当増資のほか、取引金融機関に対して継続的な支援が得られるような良好な関係を築き、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策)

当社は前期まで2期連続して営業損失および当期純損失を計上し、当期においても当期純損失を計上することとなりました。また、短期借入金のうち、動産担保融資契約には遵守事項があり、各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を平成21年2月期決算期末時点の75%以上(761百万円)を維持することとされており、当期末においては475百万円で抵触しております。以上により、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、平成28年4月18日に健康コーポレーション株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、本株主総会にて、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による新株式発行増資により1,138百万円の資金調達を行うことにつき、承認を受けたいと考えております。

健康コーポレーション株式会社との資本業務提携契約に伴い、当社は①健康コーポレーション株式会社のマーケティング力やプロモーション力を活用した「売上向上の施策」や「ブランドイメージの刷新」、②イデアインターナショナルや他のアパレルブランドの商品デザイン力などを活用した「MD(品揃え)の抜本的強化」、③商品製造や店舗開発などの情報共有化で、コストメリット発揮による「収益力強化」を目的としております。

上記基本方針のもと、両社は商品等の共同開発及び共同仕入、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販促活動、人材の相互交流などでの各種施策について、協業を進め、お互いの企業価値の向上を目指してまいります。また、健康コーポレーション株式会社が、当社を連結子会社化し、グループ運営することにより、両社事業の人材やインフラ等のリソースの連携をより強固に図り、両社の強みを活かすことで、両社の事業上のシナジーを早期かつ持続的に実現することができると考えております。

また、この第三者割当増資により調達した資金により、喫緊の「財務体質強化のための自己資本の増強」という課題にスピード感をもって取り組んでいけるものと見込んでおります。加えて、マーケティング力やデザイン開発力、セールスプロモーションに関わる部門への投資を行い、既存店の売上高の回復を迅速に図ってまいります。また、新しいマーケットへの進出が事業の継続と成長には不可欠で、積極的に開拓し慎重に検討して、年間10店舗以上の出店投資を考えております。また、開店から5年以上経過した店舗は、老朽化を調査して安全な店舗運営が図れることを優先に、陳腐化した什器の入替えや看板のロゴマークの統一など、積極的な店舗改装にも投資してまいります。更に、特に地方や郊外立地では少子高齢化が進んでおり、SCの客層の変化に対応して、客層と品揃えの不整合を解消するための新ブランド・新業態の開発にも資金を投入して、新しいマーケットのビジネスチャンスにも対応できる準備を図りたいと考えております。

現在、当社のECサイトでの販売は微少で、実店舗での販売量と大きな格差がありますが、世の中はネットショップ全盛で、消費者はパソコンやスマートフォンで、場所・時間を問わず買物をできる利便性を享受しております。当社としても、そうしたECサイトでのお買物需要拡大への対応策を打つべく、この分野への投資は不可欠と考えております。システムの改修と人員拡充に資金を充当し、パソコンやスマートフォンにより、いつでもどこでも商品を購入でき、近隣の実店舗で商品を受け取れる仕組みを構築し、併せて他の商品も手に触って衝動買いを促せるような、買物の連鎖の仕組みを構築するための投資をしてまいります。

資金面に関しましては、上記第三者割当増資のほか、取引金融機関に対して継続的な支援が得られるような良好な関係を築き、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。取引銀行からは、既存借入金の融資継続に応じていただいております。平成28年3月31日までに、取引銀行より390百万円の長期借入金も調達しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 45 期 (平成25年2月期)	第 46 期 (平成26年2月期)	第 47 期 (平成27年2月期)	第48期(当期) (平成28年2月期)
売 上 高 (百万円)	13,525	12,766	11,284	10,934
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (百万円)	394	△191	△408	59
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	196	△281	△814	△142
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	38.81	△55.81	△161.25	△28.22
総 資 産 (百万円)	6,272	6,045	5,599	4,955
純 資 産 (百万円)	1,821	1,490	646	475

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、収納、フレーム、時計、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営 業 所

① 本 店 東京都品川区西五反田 7 丁目22番17号

② 営 業 店 直 営 店 141店舗

フランチャイズ店 14店舗

合 計 155店舗

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	11	北海道 (1) 青森県 (2) 岩手県 (1) 宮城県 (4) 山形県 (1) 福島県 (2)	
関 東	59	栃木県 (2) 群馬県 (2) 茨城県 (5) 埼玉県 (9) 千葉県 (8) 東京都 (16) 神奈川県 (16)	茨 城 県 (1)
中 部 ・ 東 海	22	新潟県 (2) 富山県 (1) 長野県 (2) 岐阜県 (3) 静岡県 (4) 愛知県 (1) 三重県 (2) 石川県 (2)	愛 知 県 (5)
近 畿	22	滋賀県 (2) 京都府 (2) 大阪府 (10) 兵庫県 (5) 奈良県 (1)	大 阪 府 (1) 兵 庫 県 (1)
中 国 ・ 四 国	20	岡山県 (4) 広島県 (6) 山口県 (2) 徳島県 (1) 香川県 (4) 愛媛県 (1) 高知県 (1)	岡 山 県 (1)

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
九 州	21	福岡県(7) 長崎県(3) 佐賀県(1) 大分県(1) 熊本県(3) 宮崎県(1)	大 分 県 (5)
合 計	155	141	14

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	38 名	4(減) 名	40.5 歳	13.3 年
女 子	163	21(減)	36.7	11.9
合計または平均	201	25(減)	37.4	12.1

(注) 上記従業員数には臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）を含んでおりません。
 なお、臨時従業員は550名（月165時間換算）であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	363
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	316

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,270,000株
 (3) 株 主 数 6,972名
 (4) 大 株 主

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 バ ス ポ ー ト ラ イ フ	1,268	25.12
水 野 純	697	13.81
鈴 木 忠 光	123	2.44
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	60	1.19
水 野 由 美 子	53	1.06
大 竹 秀 達	52	1.05
株 式 会 社 ダ イ ゴ ・ ク リ エ イ ト	50	0.99
久 保 田 勝 美	43	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	40	0.79
広 瀬 薫	33	0.66

(注) 持株比率は自己株式(218,981株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 野 純	営業本部長 株式会社バスポートライフ取締役
常 務 取 締 役	久保田 勝 美	管理本部長兼総合企画部長
取 締 役	的 場 信 隆	営業副本部長兼東日本店舗運営部長兼店舗開発部長
常 勤 監 査 役	田 中 弘 之	
監 査 役	鈴 木 忠 光	公認会計士
監 査 役	大 竹 秀 達	弁護士

- (注) 1. 平成27年5月28日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、取締役奥村純一及び同伊藤充宏の両氏は任期満了により退任いたしました。
2. 監査役田中弘之及び同大竹秀達の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、大竹秀達氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役鈴木忠光氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	40,503千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,969千円 (7,341千円)
合 計	8名	50,472千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成27年5月28日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に支給した報酬額を含んでおります。

(3) 社外監査役に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	田 中 弘 之	当期開催の取締役会には、18回中18回、また監査役会13回中13回出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・見地から適宜発言を行なっております。
社 外 監 査 役	大 竹 秀 達	当期開催の取締役会には、18回中16回、また監査役会13回中13回出席し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜発言を行なっております。

② 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- ② 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。
- ② 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- ③ 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、人事総務部を主管部門とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行なう。
また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。
- ② 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役・常勤監査役・その他検討事項に応じて責任者等が出席するMM会を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
- ② 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、社長、MM会、監査役に報告する。
- ③ 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ指名することができる。
- ③ 指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役、担当取締役は、取締役会、MM会等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。

- ② 取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役に対し速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役全員によって構成される監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
- ② 監査役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。監査役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。
- ③ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、MM会等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

i) 社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

人事総務部を反社会的勢力対応の統括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

iii) 外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万一に備えた体制強化を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要に応じて正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）のうち、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、また、監査役会は13回、MM会は52回、内部統制事務局による重要事項等に対する意見交換を3回開催し、内部統制委員会に報告を行っております。
- ② 監査役会は、監査役会において定めた、監査方針及び監査基本計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査年間計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、小数点第2位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,084,464	流 動 負 債	3,154,194
現金 及 び 預 金	1,032,671	支 払 手 形	1,066,716
売 掛 金	390,458	買 掛 金	288,139
商 品	1,533,790	1年内償還予定の社債	375,000
未 着 商 品	9,926	短 期 借 入 金	750,000
前 払 費 用	46,785	1年内返済予定の長期借入金	198,500
繰 延 税 金 資 産	50,823	リ ー ス 債 務	51,172
未 収 入 金	15,019	未 払 金	73,933
そ の 他	4,989	1年内支払予定の長期未払金	23,962
固 定 資 産	1,871,448	未 払 費 用	206,305
有 形 固 定 資 産	341,233	未 払 法 人 税 等	35,095
建 物	252,845	未 払 消 費 税 等	46,657
工 具、器 具 及 び 備 品	69,611	預 り 金	7,151
土 地	15,554	賞 与 引 当 金	27,490
建 設 仮 勘 定	3,222	資 産 除 去 債 務	1,940
無 形 固 定 資 産	86,381	そ の 他	2,130
ソ フ ト ウ ェ ア	76,765	固 定 負 債	1,326,611
電 話 加 入 権	9,616	社 債	345,000
投 資 其 他 の 資 産	1,443,833	長 期 借 入 金	495,500
投 資 有 価 証 券	17,623	リ ー ス 債 務	16,442
出 資 金	150	長 期 未 払 金	24,647
長 期 前 払 費 用	593	繰 延 税 金 負 債	10,605
敷 金 及 び 保 証 金	1,404,155	退 職 給 付 引 当 金	269,212
そ の 他	21,310	資 産 除 去 債 務	151,203
		長 期 預 り 保 証 金	14,000
		負 債 合 計	4,480,806
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	466,614
		資 本 金	369,266
		資 本 剰 余 金	267,045
		資 本 準 備 金	212,300
		そ の 他 資 本 剰 余 金	54,744
		利 益 剰 余 金	△109,144
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△109,144
		繰 越 利 益 剰 余 金	△109,144
		自 己 株 式	△60,552
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,492
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,492
		純 資 産 合 計	475,106
資 産 合 計	4,955,912	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,955,912

損 益 計 算 書

(自 平成27年 3月 1日)
(至 平成28年 2月 29日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,934,339
売 上 原 価		5,467,032
売 上 総 利 益		5,467,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,376,170
営 業 利 益		91,136
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	407	
破 損 商 品 等 弁 償 金	269	
受 取 補 償 金	2,100	
保 険 配 当 金	6,219	
雑 収 入	3,731	12,829
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,441	
社 債 利 息	5,171	
支 払 手 数 料	7,405	
為 替 差 損	272	
雑 損 失	1,151	44,441
経 常 利 益		59,523
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,037	
店 舗 閉 鎖 損 失	25,133	
減 損 損 失	97,247	145,418
税 引 前 当 期 純 損 失		85,894
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,000	
法 人 税 等 調 整 額	28,650	56,650
当 期 純 損 失		142,545

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 3月 1日)
(至 平成28年 2月 29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	369,266	292,300	—	292,300
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 取 崩				—
剰 余 金 の 配 当			△25,255	△25,255
資 本 準 備 金 の 取 崩		△80,000	80,000	—
利 益 準 備 金 の 取 崩				—
当 期 純 損 失				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	—	△80,000	54,744	△25,255
当 期 末 残 高	369,266	212,300	54,744	267,045

(単位：千円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	31,220	738,000	△735,819	33,400	△60,552	634,414
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 取 崩		△738,000	738,000	—		—
剰 余 金 の 配 当				—		△25,255
資 本 準 備 金 の 取 崩				—		—
利 益 準 備 金 の 取 崩	△31,220		31,220	—		—
当 期 純 損 失			△142,545	△142,545		△142,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—
当 期 変 動 額 合 計	△31,220	△738,000	626,674	△142,545	—	△167,800
当 期 末 残 高	—	—	△109,144	△109,144	△60,552	466,614

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	11,627	11,627	646,041
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 取 崩		—	—
剰 余 金 の 配 当		—	△25,255
資 本 準 備 金 の 取 崩		—	—
利 益 準 備 金 の 取 崩		—	—
当 期 純 損 失		—	△142,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,134	△3,134	△3,134
当 期 変 動 額 合 計	△3,134	△3,134	△170,935
当 期 末 残 高	8,492	8,492	475,106

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品……………売価還元法による低価法

未 着 商 品……………個別法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10年～27年

工具、器具及び備品……………5年～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……………支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく450,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(1) 各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を平成21年2月期決算期末時点の金額の75%以上（761,568千円以上）に維持すること。

(2) 各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(3) 各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいています。また、平成28年3月31日までに取引銀行より390百万円の長期借入金を調達しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

(イ)担保資産の内容及びその金額

建	物	33,632千円
土	地	15,554千円
敷金及び保証金		161,366千円
商	品	1,294,866千円
合	計	1,505,419千円

(ロ)担保に係る債務の金額

短 期 借 入 金	450,000千円
合 計	450,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,257,686千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価

21,160千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
3店舗 (北海道・岩手県・山形県)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	16,983
14店舗 (茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	53,661
4店舗 (静岡県・愛知県・三重県)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	8,338
1店舗 (大阪府)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	2,876
1店舗 (岡山県)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	12,246
2店舗 (福岡県・宮崎県)	店舗設備	建物並びに工具、 器具及び備品	3,140
計			97,247

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建 物

77,791千円

工具、器具及び備品

19,455千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 株 期 式 首 数	当 増 加 株 期 式 数	当 減 少 株 期 式 数	当 株 期 式 末 数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	5,270,000	—	—	5,270,000	
自 己 株 式					
普 通 株 式	218,981	—	—	218,981	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年5月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	25,255千円	5円	平成27年 2月28日	平成27年 5月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	9,088千円
退職給付引当金	86,847千円
未払事業税	2,248千円
減損損失	60,053千円
商品評価損	36,863千円
資産除去債務	49,419千円
繰越欠損金	290,397千円
その他	1,981千円
繰延税金資産小計	536,900千円
評価性引当額	△486,076千円
繰延税金資産合計	50,823千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△6,857千円
その他有価証券評価差額金	△3,747千円
繰延税金負債合計	△10,605千円
繰延税金資産の純額	40,217千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行なっております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,032,671	1,032,671	—
(2) 売掛金	390,458	390,458	—
(3) 未収入金	15,019	15,019	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	17,623	17,623	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金	—	—	—
	—	—	—
(6) 敷金及び保証金	1,404,155	1,402,079	△2,075
資産計	2,859,927	2,857,851	△2,075
(1) 支払手形	1,066,716	1,066,716	—
(2) 買掛金	288,139	288,139	—
(3) 短期借入金	750,000	750,000	—
(4) 未払金	73,933	73,933	—
(5) 未払法人税等	35,095	35,095	—
(6) 未払消費税等	46,657	46,657	—
(7) 社債(*1)	720,000	724,017	4,017
(8) 長期借入金(*2)	694,000	698,546	4,546
(9) リース債務(*3)	67,614	67,922	308
(10) 長期未払金(*4)	48,609	48,895	285
負債計	3,790,766	3,799,924	9,157

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、並びに(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、

(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間内で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-------------|--------|
| 1. | 1 株当たり純資産額 | 94円06銭 |
| 2. | 1 株当たり当期純損失 | 28円22銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失	142,545千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失	142,545千円
普通株式の期中平均株式数	5,051,019株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 第三者割当による新株式の発行について

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会決議において、下記のとおり、健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）との間で資本業務提携契約締結及び第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしました。なお、本第三者割当増資については、平成28年5月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において関連する議案が承認されること及び公正取引委員会による承認が得られることを条件としております。

併せて、本第三者割当増資に伴い、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が見込まれます。

I. 本資本業務提携契約の締結

1. 本資本業務提携の目的

1. 会社の現況に関する事項（5）対処すべき課題に記載のとおり、これまで業績回復による利益確保で、企業体質の改善を目指してまいりましたが、当社を取り巻く流通業界の環境は依然として厳しく、業績悪化した状況が続けば債務超過に陥る懸念があるほか、長期的には資金繰りが厳しくなってしまう懸念も看過できない状況にあります。そのため、現在の当社においては、金融機関、仕入先、出店先からの信頼確保と新しい成長戦略への取組みに向けて、財務体質強化のために迅速に自己資本を増強することが喫緊の課題となっております。また今後の企業成長戦略を支える積極的な設備投資を実施するため一定の資金が必要となりますが、現況において、当社はすでに有利子負債比率で480%を超える銀行借入を行っております。また、短期借入金のうち、動産担保融資契約には遵守事項があり、各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を、平成21年2月期決算期末時点の75%以上（761,568千円以上）に維持することとされておりますが、当社の現状はこれに抵触しており、これ以上の追加借入れや社債の発行は困難で、金利、手数料等の費用負担の増加や自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点からも望ましくないこと、また、公募増資は引受先が集まらないリスクがあることや調達に要する時間及びコストが割高であることから、第三者割当増資以外の資金調達方法は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、新株予約権の発行による資金調達は、発行時に必要な資金を調達することができず、市場動向によっては新株予約権の行使が進まず、適切なタイミングで十分な資金を調達できない可能性があるため、適切ではないと判断いたしました。このような状況下において、当社の資金需要に対応できる第三者割当による新株式の引受先を模索しておりました。そこで、当社は平成26年2月頃から複数の証券会社やM&A仲介会社より紹介を受け、平成28年2月頃にかけて、10数社程度の資本提携の案件を検討し、引受先を模索したものの健康コーポレーションの

みが、具体的な条件の提示を行ったため、同社との間で協議を進めることとなりました。協議の結果、健康コーポレーションは、迅速に資金の拠出が可能であり、かつ、前記のとおり当社が必要としているブランドイメージの刷新を図るためのマーケティングやプロモーションの実践力があり、アパレル事業や雑貨事業におけるデザイン力や実店舗展開のノウハウを有する健康コーポレーションとの取り組みは、企業価値を高めることができるものと判断いたしました。

本資本業務提携により、当社としては、喫緊の「財務体質強化のための自己資本の増強」という課題にスピード感をもって取り組んでいけるものと見込んでおります。

2. 資本業務提携の内容、営業活動等へ及ぼす重要な影響

(1) 業務提携について

健康コーポレーション及び当社は、本資本業務提携契約において、①健康コーポレーションのマーケティング力やプロモーション力を活用した「売上向上の施策」や「ブランドイメージの刷新」、②アイデアインターナショナルや他のアパレルブランドの商品デザイン力などを活用した「MD（品揃え）の抜本的強化」、③商品製造や店舗開発などの情報共有化で、コストメリット発揮による「収益力強化」を目的としております。

上記基本方針のもと、両社は商品等の共同開発及び共同仕入、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販促活動、人材の相互交流などでの各種施策について、協業を進め、お互いの企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 資本提携について

当社は、第三者割当の方法により健康コーポレーションに対して当社株式の割当てを行います。本第三者割当増資の具体的内容については、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式の募集」をご参照ください。

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成28年4月18日
- (2) 本資本業務提携契約締結日 平成28年4月18日
- (3) 本資本業務提携開始日 平成28年6月1日（予定）

4. その他重要な事項

この第三者割当増資により、当該増資を引き受ける健康コーポレーションは、当社の親会社となる見込みです。

Ⅱ．第三者割当により発行される新株式の募集

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会において、同日付で健康コーポレーションとの間で資本業務提携契約を締結し、平成28年5月27日を払込期日として、同社を割当先とした第三者による新株式の発行を決議いたしました。

(1) 払込期日	平成28年5月27日
(2) 発行新株式数	普通株式 9,730,000株
(3) 発行価額	1株につき金117円
(4) 資金調達の額	1,138,410,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、その全てを健康コーポレーションに割り当てます。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、本定時株主総会の特別決議による承認が得られること、及び、割当予定先による独占禁止法第10条第2項に基づく届出についての法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等本第三者割当増資による新株式の発行を妨げる措置又は手続がとられていないことが条件となります。

(注) 割当予定先である健康コーポレーションの国内連結売上高が200億円を超え、株式発行会社である当社の国内売上高が50億円を超え、本第三者割当により健康コーポレーションが当社株式を取得した場合に議決権保有割合が50%を超えることとなり、株式取得の届出要件に該当するため。

2. 震災による損害の発生について

平成28年4月14日以降に頻発しております「平成28年熊本地震」により当社該当地区の数店舗に店舗建物、器具及び備品、商品の一部に損壊・損傷等の被害が発生し、営業休止の状況になっておりますが、詳細な被害状況については、未だ調査中であります。

したがって、現時点で、修繕工事費等に係る費用を含めた実質損害額、復旧の見通し及び震災による被害が翌期の営業活動等に及ぼす影響を合理的に見積もることは困難であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年4月20日

株式会社 パスポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パスポートの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月18日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社との間で資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式発行を決議し、当日に契約締結を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査基本計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成28年4月18日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社との間で資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式発行を決議し、当日に契約締結を行っている。

平成28年4月21日

株式会社 パスポート 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	田 中 弘 之 ㊞
監 査 役	鈴 木 忠 光 ㊞
社外監査役	大 竹 秀 達 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第三者割当による新株式の発行の件

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会において、下記のとおり、健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）に対し、第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資の実行により、支配株主の異動が見込まれ、かつ、本第三者割当増資により発行する普通株式の数は9,730,000株（議決権数97,300個）であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数の192.70%となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることが見込まれます。そのため株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に定める「株主総会決議などによる株主の意思確認」に係る手続きとして、また会社法第199条第2項、3項、及び第201条第1項により、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。

本第三者割当増資を行うことについて株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引き受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該特定引受人に対する募集株式の割り当てまたは会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

I. 第三者割当による本新株式の発行の募集の概要

(1) 発行株式数	普通株式 9,730,000株
(2) 発行価額	1株につき金117円
(3) 発行価額の総額	1,138,410,000円
(4) 資本組入額	569,205,000円（1株につき 金58.5円）
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、その全てを健康コーポレーションに割り当てます。
(6) 払込期日	平成28年5月27日

(7) そ の 他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、本定時株主総会の特別決議による承認が得られること、及び、割当予定先による独占禁止法第10条第2項に基づく届出についての法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等本第三者割当増資による新株式の発行を妨げる措置又は手続がとられていないことが条件となります。
-----------	--

(注) 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

II. 本第三者割当増資の必要性（資金調達のための目的及び理由）

当社は、昭和44年7月にインテリア雑貨を販売するチェーン店として設立され、駅ビルやショッピングセンターを中心にしたテナント出店で業容を拡大してまいりました。平成9年12月に日本証券業協会に店頭登録され、平成16年12月にジャスダック証券取引所に上場しております。現在は、直営店141店舗（催事店除く）とフランチャイズ店14店舗を、全国に展開しております（平成28年2月末時点）。

当社は、平成25年2月期から直営店売上高が急激に低下してきており、新店の売上高の不振と既存店売上高の低迷により、営業利益が大きく減少し始めました。平成24年3月から成長拡大の方針で、大量出店への対応や経営効率改善に向けて、商品調達の方法を店舗がメーカーカタログから直接発注する仕入れ方法から、本部で店舗分を一括仕入するセントラルバイイング方式に変更し、粗利益率の改善や効率的な店舗運営を目指しましたが、一方で商品品揃えの画一化による店頭商品の陳腐化や、店舗ごとの客層の違いへの商品対応力の低下につながり、売上不振を招く結果となったことが要因として挙げられます。平成26年2月期は、その状況に加え、売上高の約3割を占めるオリジナルの直輸入商品をはじめ、当社の取り扱う雑貨の商品のほとんどが輸入品であることから、急激な円安によって粗利益率も低下し、営業赤字に転落しました。そこで、平成27年2月期から、「MD（品揃え）リフォーム（改修）」をスローガンに、セントラルバイイング方式で安易に拡大してきた衣料品や服飾雑貨中心の品揃えを改め、各店舗の客層に対応した店仕入を復活し、気軽なギフトにも最適なインテリア雑貨や生活雑貨の拡充を目指して、取扱商品とその品揃えや売り方の徹底的な改善に取り組みしました。しかし、消費税増税の影響による消費環境の変化や、主力商品の変更に伴い、新しい品揃えの中心となるインテリアや生活雑貨のオリジナル商品の開発力不足と、急激な円安の継続により、平成27年2月期は更に営業赤字が拡大し、2期連続の赤字決算となりました。そうした状況からの脱却と赤字解消を目指して臨んだ平成28年2月期でしたが、「MDリフォーム」の成果が一部に見られたものの、品揃えの主力となるインテリアや生活雑貨のオ

オリジナル商品は平成28年2月期も、企画力やデザイン力が伴わず、結果としてお客様に感動していただける程の新商品の種類も、前期の売上高を超えるだけの必要な商品量も揃わず、市場環境の変化に対応したオリジナル商品を十分に開発することはできませんでした。特に下半期につきましては、暖冬によるパジャマやルームウェアなどのホームファブリックの冬物商品の売上不振もあって、年間最大商戦の12月に直営既存店売上前年比が95%台に低下し、1月バーゲン期の滞留在庫商品の値下げ処分が予想以上に増加して売上原価率が悪化し、利益回復は更に遅れる状況となっていました。このように、平成28年2月期におきましては、品揃えの柱となるインテリアや生活雑貨の業績悪化を受けて、オリジナル新商品の開発が更に遅れており、その結果、各店舗の客層に応じた商品の導入も抑制され、「MDリフォーム」による品揃えの改善が大幅に遅滞しています。これらの理由により、2期連続して営業活動による収益が赤字となる店舗が増加し、減損対象店舗が増加したため、減損損失による特別損失が拡大し、3期連続の当期純損失となりました。その状況は、平成28年4月6日付けで開示しております「業績予想に関する修正のお知らせ」及び平成28年4月11日付けで開示しております「平成28年2月期決算短信[日本基準]（非連結）」をご参照下さい。

更に、大幅な営業赤字となった平成27年2月期において、繰延税金資産の回収可能性について再検討した結果、資産を取り崩して減額しております。その結果、債務超過とはならないものの、平成27年2月期の自己資本比率が平成26年2月期末対比でほぼ半減の11.5%へと大幅な低下を招く結果となり、平成28年2月期においても9.6%と改善しておりません。これまで業績回復による利益確保で、企業体質の改善を目指してまいりましたが、当社を取り巻く流通業界の環境は依然として厳しく、過去3期間平均の当社の当期純損失は412百万円となっており、今後このように業績悪化した状況が続けば、債務超過に陥る懸念があるほか、中長期的には資金繰りが厳しくなってしまう懸念も看過できない状況にあります。そのため、現在の当社においては、金融機関、仕入先、出店先からの信頼確保と新しい成長戦略への取組みに向けて、財務体質強化のために迅速に自己資本を増強することが喫緊の課題となっております。

当社は、財務体質強化のための資金需要を確保するため、金融機関からの間接金融による調達も検討してまいりましたが、当社を取り巻く事業環境は厳しく、自己資本比率の低下、並びに平成27年11月、12月、及び平成28年2月及び、3月の売上が予想を下回っておる状況に陥っております。そのような状況においては、これ以上の金融機関からの追加融資は費用負担の増加や自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点から望ましくなく、また、公募増資は引受先が集まらないリスクがあることや調達に要する時間及びコストが割高であることから、第三者割当増資以外の資金調達方法は、今回の資金調達方法とし

て適当ではないと判断いたしました。また、新株予約権の発行による資金調達
は、発行時に必要な資金を調達することができず、市場動向によっては新株予
約権の行使が進まず、適切なタイミングで十分な資金を調達できない可能性が
あるため、適切ではないと判断しました。

当社は、平成26年2月頃から平成28年2月頃にかけて、10数社程度の資本提携等
の検討を行い、引受先を模索したものの健康コーポレーション以外の先に引受
の意思確定をいただくまでには至りませんでした。

このような状況のなかで迅速に資金の拠出が可能であり、当社が必要として
いるブランドイメージの刷新を図るためのプロモーション及びアパレル事業に
おける実店舗展開のノウハウを有し、かつ、ブランディングのためのマス広告
を活用したプロモーション活動により事業シナジーを創出できる健康コーポレ
ーションとの取り組みが企業価値を高めることができると判断いたしました。

Ⅲ. 本第三者割当増資の相当性

(1) 本第三者割当増資の適法性

本第三者割当増資の発行価額（117円）は、当社及び健康コーポレーションから独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼した当社の株価の算定価値73円～166円の範囲内ではありますが、一方で、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成28年4月15日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」）（271円）に対しては56.83%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（269円）に対しては56.51%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（285円）に対しては58.95%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（303円）に対しては61.39%のディスカウントを行った金額となります。

上記発行価額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を117円として、本第三者割当増資を行うこととしたものです。

その他にも、本第三者割当増資の違法性を推認させる事情は見当たりません。

なお、本第三者割当増資については、株式会社東京証券取引所の定めに基づいて独立役員として届け出ている社外監査役を含む3名の監査役から、監査役の本件第三者割当増資の適法性に関する意見は、本件資金調達等の取締役の意思決定過程において、有利発行規制及び有価証券市場に対する開示制度の趣旨を踏まえて、社内手続が適正に履践されたか否か、判断内容に著しく不合理な点がないかをチェックした意見を述べるものであり、そのような観点から本件第三者増資の過程を監査すると、取締役は、必要な資料の収集、会社から独立した第三者の意見の取得等を行い、これらに基づき取締役として、現在及び近い将来の経営状況を踏まえて、本件増資を実行しない場合の企業の継続のリスクをも考慮し、本件第三者割当増資の必要性を決定したものと評価でき、その判断過程について著しく不当な事項は認められないと考える旨の意見を入手しております。なお、大竹秀達監査役からは、本件第三者割当増資の発行規模については、引受先が増資後の総議決権数の過半数を取得できる限度の発行に止めるべきとの意見が出され、この点については株主総会における株主の皆様の判断に委ねたいとの見解が示されました。

(2) 本第三者割当増資を選択することの相当性

今後の企業成長戦略を支えるために、「MDリフォーム」によるオリジナル商品の品揃えの充実等、新しい「Passport」ブランドの確立に向けて積極的な設備投資が必要となりますが、現況において、当社はすでに有利子負債比率で480%を超える銀行借入を行っております。また、短期借入金のうち、動産担保融資

契約には遵守事項があり、各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を、平成21年2月期決算期末時点の75%以上（761百万円以上）に維持することとされておりますが、当社の現状（平成28年2月期末）の純資産額は475百万円であり、当該基準を下回っており、これ以上の追加借入れや新規の設備投資に係わる長期借入金や社債の発行は困難であり、追加の借入れは、金利、手数料等の費用負担の増加や自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点からも望ましくないこと、また、公募増資は引受先が集まらないリスクがあることや調達に要する時間及びコストが割高であることから、第三者割当増資以外の資金調達方法は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、新株予約権の発行による資金調達は、発行時に必要な資金を調達することができず、市場動向によっては新株予約権の行使が進まず、適切なタイミングで十分な資金を調達できない可能性があるため、適切ではないと判断いたしました。

以上より、当社が、本第三者割当増資による新株の発行を選択することは相当と考えております。

IV. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

平成28年2月期の当社業績は、3期連続の当期純損失となっております。「MDリフォーム」プランによる品揃え改修計画の成果が不十分で、全社業績の改善につながる程の品揃えの改修や商品開発に至っておりません。そうした状況から抜け出し、新しい「Passport」ブランドの品揃えを一気に確立するため、「MDリフォーム」の方針で成功した新商品投入を全ての商品分類に拡大するべく、現在も新商品開発に積極的に取り組んでおりますが、マーケティング力やデザイン開発力、セールスプロモーションといった部門の強化は必須の状況になっております。専任スタッフの採用或いはプランニングの委託など、新商品開発及びそのセールスプロモーションに関わる部門への投資は最優先であり、そこから既存店の売上高の回復を迅速に図って参ります。

また、これまで出店数を閉店数が上回り、店舗数は減少を続けて参りましたが、将来の業績向上につなげるための布石が打てておらず、事業規模の縮小が続いております。既存店売上高の回復への施策と共に、出店のチャンスをタイムリーに捉えて行かないと、優良な店舗物件に逃げられてしまいます。不採算店のスクラップは、マーケットの変化と共に迅速に決定して行かなければなりません。新しいマーケットへの進出が事業の継続と成長には不可欠で、積極的に開拓し慎重に検討して、即座に決定しなければなりません。来期以降は、事業の縮小を食い止めるため、閉店数と同等以上の出店を実施して参りたいと考えており、年間10店舗以上の出店投資を考えております。また、開店から5

年以上経過した店舗は、老朽化を調査して安全な店舗運営が図れることを優先に、陳腐化した什器の入替えや看板のロゴマークの統一など、積極的な店舗改装にも投資して参ります。更に、特に地方や郊外立地では少子高齢化が進んでおり、SCの客層の変化に対応して、客層と品揃えの不整合を解消するための新ブランド・新業態の開発にも資金を投入して、新しいマーケットのビジネスチャンスにも対応できる準備を図りたいと考えております。

これらのリブランディングに関連する費用として、938百万円を調達する必要があります。具体的な内訳は以下の通りです。

a. 出店・改装にかかる費用：600百万円

これまでのマーケットや商圈の変動による店舗のスクラップを勘案すると、企業の成長を維持するためには、今後2年間で、25店舗以上の出店が最低限必要であると考えており、1店舗あたり出店費用は平均して20百万円程度となっておりますので、出店費用として500百万円の充当を予定しております。

加えて、その他既存店舗につきましても、店舗看板の付け替え等、リブランディングに伴う改装等の諸費用として、100百万円の充当を予定しております。

b. プロモーションにかかる費用：200百万円

リブランディングに伴い、健康コーポレーションのマーケティングノウハウを活用しつつ、新「Passport」ブランドを広く顧客に訴求することを目的として、WEBマーケティングや会員向けプロモーション、TV-CMなどのマス広告、折込みチラシ等の広告宣伝費を予定しており、金額については他社事例や広告代理店からのヒアリングを参考にすると共に、平成27年2月期実績から、折込みチラシでは1店舗当たり1回約10万円や、シーズン毎のポスターやPOP作成費等広告宣伝費、年間約30百万円といった過去の支払実績も検討し、計200百万円の充当を予定しております。

c. 新商品開発にかかる費用：138百万円

健康コーポレーショングループの株式会社イデアインターナショナル等との新商品共同開発費用として、デザインフィーやサンプル作成費用等に、過去のキャラクター商品制作の実績も検討し40百万円を充当することを予定しております。また、商品製作のための工場開拓や金型製作など合理的な製造工程の構築のために、中国での直輸入商品の製造実績をベースに検討し78百万円、及び当社内にノウハウを蓄積するためのキャリアのあるデザイナーを2～3名採用するために、人材募集サイトを参考に20百万円を充当し、抜本的に商品ラインナップの見直しを図るべく、計138百万円の費用発生を予定しております。

また、現在、当社のECサイトでの販売は微少で、実店舗での販売量と大きな格差があり、その差を埋め切れません。しかし、世の中はネットショップ全盛で、消費者はPCやスマートフォンで、場所・時間を問わず買物をできる利便性を享受しております。当社としても、そうしたECサイトでのお買物需要拡大へ

の対応施策を打つべく、この分野への投資は不可欠と考えております。ECサービスの構築ベンダーや、現在店舗システム等でお取引のあるシステムベンダーなどからヒアリングした情報をベースとして検討し、システムの改修に50百万円と人員拡充に48百万円の資金が必要であり、PCやスマートフォンにより、いつでもどこでも商品を購入でき、近隣の実店舗で商品を受け取れる物流の仕組みの構築に26百万円、併せて他の商品も手に触って衝動買いを促せるような、買物の連鎖の仕組みを構築するためのプロモーション費用として60百万円の投資をしていく予定です。その結果、本件システム改修及び人員拡充に対して、計184百万円の調達が必要となります。

こうした資金需要を踏まえ、発行価額につきましては、財務体質の改善及び新商品開発及びセールスプロモーション部門への投資、積極的な出店や既存店舗の改装のための成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする多額の資金を一括して充足できる割当先が限られている点等を勘案し、割当予定先との間で交渉を重ねました。健康コーポレーションより、当社の事業計画の内容の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果、概略、当社の平成27年11月30日時点での純資産額を、自己株式を除いた発行済株式総数で除した価格として、発行価額を1株117円、発行株式数を973万株とするの提案を受けました。これに対して当社は、発行価額が市場価格からかい離していること、発行株式数が大規模であることから条件面について継続的な交渉を重ねましたが、健康コーポレーションからは、当社が、3期連続当期純利益が赤字であること（平成26年2月期、平成27年2月期、平成28年2月期実績）等から鑑みて、上述の条件以外を提示することはできないとの回答を受けました。

これに対して、当社は、取締役会において、当該発行価額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、①10数社程度の資本提携等の検討を行い、引受先を模索したものの健康コーポレーション以外の先に引受の意思確定をいただくまでには至らず、他の引受先を適時に確保することが困難であること、②当社の現状の財務状況に鑑みると、早急に財務状況を改善し、将来の発展のために十分な成長資金を確実に調達する必要があること、③中長期的な観点からは、健康コーポレーションとの資本業務提携によって、健康コーポレーションのマーケティング力の活用やアイデアインターナショナルの商品デザイン力の活用、健康コーポレーショングループの活用による商品製造その他のコストメリットなどの各種のシナジーが見込まれること、並びに④第三者機関の株価算定結果を考慮すると上記の発行価額が本第三者割当増資を実現するために一定の合理性を有することを総合的に勘案した結果、本第三者割当増資による調達資金によって財務状況を改善しつつ、健康コーポレーションとの資本業務提携によって当社の企業価値向上を実現することが、既存株主の皆様への

利益につながると考え、当該発行価額による本第三者割当増資の実行には合理性があるものと判断しました。

当該発行価額（117円）は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成28年4月15日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」）（271円）に対しては56.83%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（269円）に対しては56.51%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（285円）に対しては58.95%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（303円）に対しては61.39%のディスカウントを行った金額となります。

上記発行価額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を117円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

なお、当該発行価額は、市場価格から乖離した価格となるため、当社は、健康コーポレーションからの提示価格の妥当性の判断の基準として参考とするため、当社及び健康コーポレーションから独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに株式価値の評価を依頼し、当社が提供したスタンドアローン・ベース（第三者割当増資の実行により事業継続性が確保される前提で、健康コーポレーションとの事業シナジー効果による売上増加は織り込まない場合）の事業計画等（事業計画策定期間である予測1年目税引後営業利益190百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー308百万円、同2年目税引後営業利益205百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー84百万円、同3年目税引後営業利益294百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー60百万円）を基礎としたDCF法による評価結果として、当社の普通株式1株当たりの株式価値を73円～166円とする算定書（注）を取得いたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画においては、上記のとおり、平成28年2月期（営業利益：91百万円）から予測1年目にかけて、また、予測2年目から同3年目にかけて、対前年度比較で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、不採算店舗の撤退による経費削減、新規出店に伴う販売拡大、オリジナルの直輸入商品やOEM商品の増加による売上原価率の低減等を企図した施策の実行を要因としております。次に、評価結果に幅があるのは、フリー・キャッシュ・フローを現在価値に換算するための割引率につき、一定の幅を持った見積もりが採用されているためであり、1株117円とする発行価額は、当該評価結果の範囲に該当するものであります。業務上のシナジーは今後の両社協議により構築されていくものと考えられるため、当社の提供した事業計画等は当該資本業務提携を前提としておりません。当該算定書によれば、企業価値を評価するには、その

企業の収益力を評価することが原則であることから、まずは、将来の収益獲得能力を直接的に評価したうえで、固有の性質を評価結果に反映するインカム・アプローチを採用するものとされており、また、当該アプローチの中でも、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も理論的な手法であり、かつ、最も広く利用されている評価手法であるDCF法を採用するものとされております。

(注) 株式会社ブルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社より提供された財務予測に関する情報については、経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は9,730,000株（議決権数97,300個）であり、取締役会決議前における発行済株式5,270,000株に係る議決権の数50,494個の192.70%（小数第三位四捨五入）となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。当社としましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を、一括して確実かつ迅速に調達する必要があると考えております。また、本第三者割当増資に係る発行数量は、割当予定先である健康コーポレーションの当社親会社として経営に関与する意向がある中で、財務体質強化のための自己資本比率を増強し、企業価値向上に向けたリブランディングの施策に積極的に取り組むための資金需要に対応する資金を確保するため、また、動産担保融資契約の遵守事項との関係で、各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を平成21年2月期末時点の金額の75%以上（761百万円以上）に維持することが求められている中、当社の現状の純資産額は475百万円であり、当該基準を下回っていることから、早急に当該基準を充足するとともに、今後の債務超過や資金繰りの悪化を回避する必要性があることから決定したものであります。

このような希薄化は伴いますが、財務基盤の改善等、プロモーションによる業績回復とブランドイメージ刷新、EC事業の拡大推進及び運転資金の確保等が見込まれ、本第三者割当増資は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先である健康コーポレーションとの間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本第三者割当増資は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、本株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、株主の皆様

様に特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。

V. 本件第三者割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の選定理由

当社は、当社のようなインテリア・ファッション雑貨業界を取り巻く極めて厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主の皆様を含むステークホルダーの利益を高めるため、①財務体質の改善並びにキャッシュ・フローの確保及び②ブランドイメージの刷新や営業コストの削減などによる売上及び売上総利益の大幅向上を図ることが、今当社が抱えている最大の課題であると考えております。

資金需要を確保するため、金融機関からの間接金融による調達も検討してまいりましたが、当社を取り巻く事業環境は厳しく、自己資本比率の低下、並びに平成27年11月、12月、及び平成28年2月及び、3月の売上が予想を下回っておる状況に陥っております。そのような状況においては、これ以上の金融機関からの追加融資は費用負担の増加や自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点から望ましくなく、また、公募増資は引受先が集まらないリスクがあることや調達に要する時間及びコストが割高であることから、第三者割当増資以外の資金調達方法は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、新株予約権の発行による資金調達は、発行時に必要な資金を調達することができず、市場動向によっては新株予約権の行使が進まず、適切なタイミングで十分な資金を調達できない可能性があるため、適切ではないと判断しました。

当社は、平成26年2月頃から平成28年2月頃にかけて、10数社程度の資本提携等の検討を行い、引受先を模索したものの健康コーポレーション以外の先に引受の意思確定をいただくまでには至りませんでした。

このような状況のなかで迅速に資金の拠出が可能であり、当社が必要としているブランドイメージの刷新を図るためのプロモーション及びアパレル事業における実店舗展開のノウハウを有し、かつ、ブランディングのためのマス広告を活用したプロモーション活動により事業シナジーを創出できる健康コーポレーションとの取り組みが企業価値を高めることができると判断いたしました。

(2) 割当予定先の概要

健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しています。健康コーポレーションは、「どろあわわ」を主力とする美容関連商品の通信販売や、パーソナルトレーニングジム「RIZAP」にてボディメイク事業などを展開しており、また、「住関連ライフスタイル」セグメントとして、グループ会社である株式会社イデアインターナショナル（以下、「イデアインターナショナル」と

います) がデザイン雑貨事業を展開しております。

今般、健康コーポレーションからの出資を受け入れるに当たり、継続的に意見交換をしております。健康コーポレーションは、広告展開などで豊富な経験、ノウハウを有しており、その経験、ノウハウを当社のブランド力向上に活用していくことを検討しております。健康コーポレーションは、パーソナルトレーニングジム「RIZAP」において、各種メディアを駆使したプロモーション展開を実施し、そのプロモーション活動は「日経MJ 2015テレビCM分野」で第2位、「CM総合研究所CM好感度ランキング（年間）」で第3位を受賞するなど、「RIZAP」ブランドを広く浸透させました。また、イデアインターナショナルのインテリアやダイニング雑貨の商品デザイン力の活用も検討しております。イデアインターナショナルは、これまで多数のデザイン家電や雑貨を企画・開発しており、デザイン界におけるオスカー賞ともいわれる『iF デザイン賞』の受賞や、ニューヨークの『MoMA』におけるアイデア商品の選出、そのオフィス空間は『日経ニューオフィス推進賞』を受賞するなど、デザイン性について高く評価されております。さらに、健康コーポレーショングループのファッションアパレルや美容関連グッズに関しては、弊社でも取扱量が多く、商品のデザインや製造におけるノウハウの共有や、製造、物流におけるマスマリットの追求、その他ECサイトの情報発信力やコストメリットなどの各種シナジー（相乗効果）が発揮されると考え、当社より資本業務提携契約締結の提案を行い、資本業務提携契約を締結致しました。

本資本業務提携により、当社としては、喫緊の「財務体質強化のための自己資本の増強並びに売上及び売上総利益の大幅向上を図る」という課題にスピード感をもって取り組んでいけるものと見込んでおります。

当社は、健康コーポレーションから、本第三者割当増資により取得する株式を安定株主として長期保有する方針であることを口頭で確認しております。また、健康コーポレーションが、当社を連結子会社化し、グループ運営することにより、両社事業の人材やインフラ等のリソースの連携をより強固に図り、両社の強みを活かすことで、両社の事業上のシナジーを早期かつ持続的に実現する共通の方針を有していることから、当社は、健康コーポレーションは本第三者割当増資により取得する株式を安定株主として長期保有する方針であると認識しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である健康コーポレーションから、割当日より2年以内に当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社へ書面により報告すること及び当社が当該内容を東京証券取引所へ報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されるとにつき同意する旨の確約書を取得する予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役の適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条および会社法第427条の定める取締役の責任免除制度に基づき、定款に第30条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条および会社法第427条の定める監査役の責任免除制度に基づき、定款に第42条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

(3) その他、上記の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)
	第30条 <u>当社は、会社法第426第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) <u>第42条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	みず の じゅん 水 野 純 (昭和36年3月9日生)	昭和58年4月 ㈱鈴丹入社 昭和61年9月 当社入社 昭和62年4月 ㈱パスポートライフ取締役就任 (現任) 昭和63年11月 当社取締役就任 平成5年11月 当社常務取締役就任 平成8年5月 当社専務取締役就任 平成12年5月 当社代表取締役就任 平成14年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成26年3月 当社営業本部長(現任)	697,340株
2	くぼ た かつ み 久保田 勝 美 (昭和28年5月11日生)	昭和52年4月 当社入社 昭和63年8月 当社商品部長 昭和63年11月 当社取締役就任 平成10年5月 当社常務取締役就任 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年10月 当社総合企画部長 平成24年5月 当社常務取締役就任(現任) 平成27年5月 当社管理本部長兼総合企画部長(現任)	43,440株
3	ま と ば のぶ たか 的 場 信 隆 (昭和35年11月1日生)	昭和58年4月 ㈱タカキュー入社 平成4年1月 当社入社 平成17年3月 当社商品部長 平成23年9月 当社店舗開発本部長 平成26年3月 当社商品部長兼店舗開発部長 平成26年5月 当社取締役就任(現任) 平成27年3月 当社営業副本部長兼東日本店舗運営部長兼店舗開発部長(現任)	29,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	※ _{う さい てつ お} 香 西 哲 雄 (昭和38年12月13日生)	平成元年 5 月 株式会社エスポ入社 平成 7 年11月 株式会社富士エフ・ピー入社 平成12年 4 月 ザクソン株式会社入社 平成13年 6 月 同社取締役 平成16年10月 株式会社ジャパンギャルズ代表取締役 平成20年 7 月 健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）経営企画部長 平成20年10月 株式会社弘乳舎取締役 平成21年 6 月 健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）取締役（現任） 平成21年 6 月 旧健康コーポレーション株式会社取締役 平成24年 3 月 エムシーツー株式会社取締役 平成24年 3 月 ITグループ株式会社取締役 平成24年 4 月 株式会社エンジェリーベ取締役（現任） 平成25年 9 月 株式会社馬里邑取締役（現任） 平成25年11月 日本リレント化粧品株式会社取締役 平成26年 2 月 株式会社ゲオディノス（現 SDエンターテイメント株式会社）取締役（現任） 平成26年 8 月 株式会社Xio監査役（現任） 平成26年12月 株式会社エーエーディ取締役 平成27年 7 月 北斗印刷株式会社取締役（現任） 平成28年 2 月 株式会社タツミプランニング取締役（現任） 平成28年 4 月 株式会社日本文芸社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エンジェリーベ取締役 株式会社馬里邑取締役 SDエンターテイメント株式会社取締役 株式会社Xio監査役 北斗印刷株式会社取締役 株式会社タツミプランニング取締役 株式会社日本文芸社監査役	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、独立した立場から経営への助言や監督を強化するために社外取締役を設置することの有効性を十分認識しており、社外取締役設置の検討を行ってまいりました。しかしながら、経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、流通業界に関する知見等を有した方である必要があり、また、当社の経営者から独立性を有する必要があると考えており、現時点では、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。仮に、不適任者を社外取締役として選任した場合には、単なるコストの増加のみならず、迅速な意思決定を阻害する可能性があるため、拙速に社外取締役を選任することは相当でないと判断しております。

なお、コーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上を図るべく、社外取締役を置くことについては、今後も適任と判断される人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役大竹秀達氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
おお たけ ひで さと 大 竹 秀 達 (昭和16年8月4日生)	昭和43年4月 弁護士登録 平成3年11月 当社監査役就任(現任)	52,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大竹秀達氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は、大竹秀達氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 大竹秀達氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏は直接に企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての実務経験を有することなどを総合的に勘案し、職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって24年6ヶ月となります。
4. 現時点において、大竹秀達氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約は締結しておりませんが、本株主総会の第2号議案及び本議案が承認された場合、同氏を含む監査役全員との間で法令に定める最低限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

メ 毛 欄

[illegible]

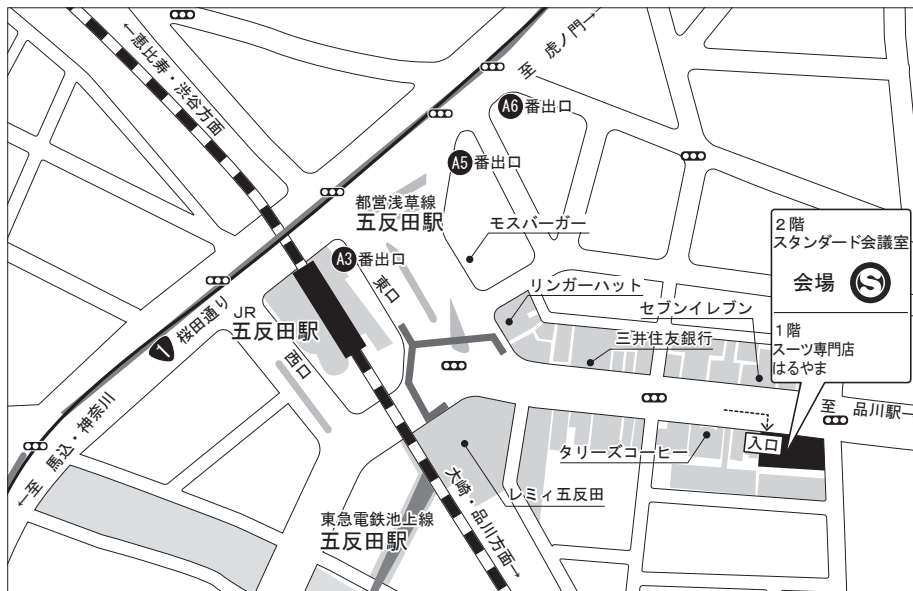
メ 毛 欄

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東五反田２丁目３番５号
五反田中央ビル２階 スタンダード会議室大ホール

昨年の会場より変更となっておりますので、下記のご案内図をご参照の上、ご来場をお願い申し上げます。



交通のご案内

＜最寄駅＞ＪＲ山手線 五反田駅東口 徒歩５分

都営地下鉄浅草線 五反田駅Ａ３出口 徒歩６分

- ・ＪＲ五反田駅東口、地下鉄浅草線Ａ３出口より、前方の横断歩道橋をレミィ五反田側へ渡り、外階段で下りソニー通りを品川駅方面へ進んで右手、１階にスーツ専門店はるやまが入っているビルの２階。徒歩５～６分。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。